

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち地中熱利用ヒートポンプシステムにおけるモニタリング機器設置事業）実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち地中熱利用ヒートポンプシステムにおけるモニタリング機器の設置事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱第4条第1項第4号イの（エ）に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

(1) 下表の左欄の対象設備について右欄の条件をいずれも満たすものであること。

対 象 設 備	対 象 設 備 の 条 件
地中熱利用ヒートポンプシステム設備	(ア) 地中熱を熱源とするヒートポンプシステム設備であること。 (イ) 設備の熱交換能力を熱応答試験によって予測した設備であること。 (ウ) 以下に示す項目を測定するモニタリング機器を備えている設備であること。 ① 1次側媒体出入口温度 ② 1次側熱媒流量 ③ 1次側循環ポンプ消費電力 ④ ヒートポンプ消費電力 ⑤ 地中温度（5点以上） ⑥ データロガー（1分間隔記録※） ※ 記録データは、測定日時と測定項目の判別ができるエクセルで開ける形式であること。

- (2) 当該事業に係る設備が適正に管理されるよう、管理・運営体制が整備されていること。
また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、事業実施者が地方公共団体の場合は、地域住民等による設備の見学を可能にするなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。
- (3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。
- (4) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。
- (5) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (6) 設備の設置場所（事業所等所在地）が確定していること。
- (7) 当該事業の遂行にあたっては環境の保全について適正な配慮を行うものであること。

第2 交付の対象となる事業の範囲

設備の新設又は増設に係る事業とする。

第3 交付の対象となる設備等の範囲

交付の対象となる設備等の範囲は、次のとおりである。

- (1) モニタリング機器
- (2) 熱応答試験
- (3) 周辺観測用井戸
- (4) 前各号の設備等の設置等に必要な付帯設備（前各号の設備等に必要不可欠なものに限る。）

第4 補助対象事業費の算定要領

1 工事費について

(1) 本工事費の区分

本工事費は、地中熱利用ヒートポンプシステムにおけるモニタリング機器の設置等に係る工事費について算定すること。

(2) 工事費

ア 材料費

材料費は、工事を施行するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の（ア）及び（イ）によるものとする。

（ア）数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算することができること。

（イ）価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施行するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の（ア）及び（イ）によるものとする。

（ア）所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

（イ）労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差支えないものとする。

2 測量試験費について

測量試験費は地中熱利用ヒートポンプシステムにおけるモニタリング機器の設置等に係る熱応答試験に要する経費について、1（2）の内容に従い算定すること。

3 事務費について

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

第5 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業の実施による二酸化炭素削減量を把握すること。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第6 地下水・地盤環境の把握等

補助事業の実施に係る地下水・地盤環境の状況を把握すること。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第7 事業報告書の提出

補助事業の実施により取得した設備について、以下により事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書の記入事項

- (ア) 稼働時間
- (イ) 供給熱量
- (ウ) エネルギー消費量
- (エ) 設備導入によるエネルギー消費削減量
- (オ) 二酸化炭素削減量

①削減量（実績）

補助事業の実施による本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の運転を開始した年度においては、運転開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業の実施に伴う二酸化炭素削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記入すること。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

②実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

①の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

(カ) モニタリング機器により取得したデータ

(2) 事業報告書の提出期間及び提出時期

- ア 事業報告書の提出は、原則、設備の本格稼働後最低4年間とする。
 - 1年目：設備の運転開始から3月末まで
 - 2年目以降：4月1日から翌年3月末まで
- イ 事業報告書の提出は、月単位で集計したものを毎年5月末までに提出すること。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。

ただし、平成26年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。